

作業部会設置規約（改正案）

（目的）

第1条 この規約は、愛知県公共交通協議会設置規約（以下「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、愛知県公共交通協議会（以下「協議会」という。）の作業部会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 作業部会は、規約第3条第1号に掲げる協議事項について、協議会に諮る案についての検討、調整を行う。

（構成）

第3条 作業部会は、協議会の委員のうち、別表の委員により組織する。

（役員）

第4条 作業部会に作業部会長を置く。

2 作業部会長は、協議会会長が指名する。

3 作業部会長は、作業部会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

（会議）

第5条~~3~~ 作業部会の会議（以下、~~本条~~本条において「会議」という。）は、必要に応じ作業部会長が招集する。

~~4~~ 作業部会長は、作業部会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

~~2~~~~5~~ 会議は、議題に応じて、関係する委員構成員のみを招集して行うことができる。

~~3~~~~6~~ 委員構成員は、都合により会議を欠席するときは代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員構成員の出席とみなす。

~~4~~~~7~~ 作業部会長は、必要があると認めるときは、委員構成員以外の者をオブザーバーとして~~に対して、~~会議に召集への出席、資料の提出を依頼することができる。

5 作業部会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーに対して資料の提出を依頼することができる。

~~6~~~~8~~ 会議は、軽微な事案又は緊急を要する事案、その他作業部会長が認めるときは書面による開催とすることができる。

~~7~~~~9~~ 前項により書面による開催とするときは、第~~3~~~~6~~項の規定は適用しない。

~~8~~~~10~~ 作業部会の協議は、適宜、協議会へ報告し、その意見を反映するものとする。

（その他）

第~~6~~~~5~~条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年6月9日から施行する。

この規約は、令和8年6月2日から施行する。

<別表>

作業部会

作業部会は、下記団体の代表者又は代表者が指名した者をもって構成する。

① 国関係地方運輸局・地方公共団体

- ・ 中部運輸局交通政策部
- ・ 中部運輸局愛知運輸支局
- ・ 中部地方整備局企画部
- ・ 愛知県都市・交通局
- ・ 名古屋市
- ・ 豊橋市
- ・ 岡崎市
- ・ 一宮市
- ・ 半田市
- ・ 豊田市

② 公共交通事業者

- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 名古屋鉄道株式会社
- ・ 名古屋市交通局
- ・ 公益社団法人愛知県バス協会
- ・ 名鉄バス株式会社
- ・ 豊鉄バス株式会社
- ・ 知多乗合株式会社
- ・ 名鉄東部交通株式会社
- ・ あおい交通株式会社
- ・ 愛知県タクシー協会
- ・ 名古屋タクシー協会
- ・ 東海北陸旅客船協会

③ 利用者

- ・ 愛知県商工会議所連合会
- ・ 一般社団法人中部経済連合会

④③ 学識経験者